

令和 7 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

(追 加 分)

○ 説 明 順

- 1 報 告 第 6 号 ~ 報 告 第 7 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 81号 ~ 議 案 第 88号 (降 壇)

令 和 7 年 9 月 11日 提 出

伊 佐 市 長

報告第6号及び報告第7号について説明申し上げます。

まず、報告第6号「令和6年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

令和6年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は9.1パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に、報告第7号「令和6年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

令和6年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」及び「農業集落排水事業会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。

以上で報告2件の説明を終わります。

— 降 壇 —

追加提案いたしました議案第81号から議案第88号までについて説明申し上げます。

まず、議案第81号「令和6年度大口地方卸売市場管理組合歳入歳出決算認定」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、令和7年3月31日をもって解散した大口地方卸売市場管理組合の令和6年度の決算について、その事務を伊佐市が承継したことに伴い、「主要な施策の成果説明書」及び監査委員の審査による「歳入歳出決算審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

次に、議案第82号「令和6年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」

議案第83号「令和6年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第84号「令和6年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第85号「令和6年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第86号「令和6年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第87号「令和6年度伊佐市水道事業会計決算認定について」

議案第88号「令和6年度伊佐市農業集落排水事業会計決算認定について」

これら7件の議案につきましては、地方自治法第233条第3項又は地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

以上、議案８件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

—— 降 壇 ——